

議案第69号

大阪市職員互助会条例の一部を改正する条例案

大阪市職員互助会条例（昭和30年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(互助会の組織)</p> <p>第2条 本市に使用される者で本市から給与を受ける者（以下「職員」という。）は、次に掲げる者を除き、この条例の定めるところにより、互助会を組織する。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p>(4) 教育委員会所管の<u>小学校、中学校又は義務教育学校</u>の職員のうち、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。）第4条第1項第1号に掲げる行政職給料表の適用を受ける者（学校事務職員に限る。）並びに同項第2号イに掲げる<u>教育職給料表(2)</u>及び同項第4号イに掲げる医療職給料表(2)の適用を受ける者</p> <p>2 職員以外の者のうち、次に掲げるものは、前項及び第8条（<u>第7号及び第8号</u>に掲げる者）にあつては、同項、第7条及び第8条の規定の適用については、職員とみなす。</p>	<p>(互助会の組織)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>[(1)～(3) 同左]</p> <p>(4) 教育委員会所管の小学校又は<u>中学校の</u>職員のうち、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。）第4条第1項第1号に掲げる行政職給料表の適用を受ける者（学校事務職員に限る。）並びに同項第2号イに掲げる<u>小学校・中学校教育職給料表及び</u>同項第4号イに掲げる医療職給料表(2)の適用を受ける者</p> <p>2 職員以外の者のうち、次に掲げるものは、前項及び第8条（<u>第7号から第9号まで</u>に掲げる者）にあつては、同項、第7条及び第8条の規定の適用については、職員とみなす。</p>

[(1)~(3) 略]

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項（同法第283条第1項及び第292条において準用する場合を含む。）の規定により職員から引き続いて派遣された者（大阪府立咲くやこの花中学校に勤務する者（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年大阪市条例第26号）の適用を受ける者を除く。）を除く。）又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。）第3条第2項若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和62年法律第78号）第3条に規定する派遣職員

[(5)・(6) 略]

[削る]

(7) 地方独立行政法人大阪市民病院機構、地方独立行政法人大阪市博物館機構及び地方独立行政法人天王寺動物園の役員及び職員で、地方公務員等共済組合法（昭

[(1)~(3) 同左]

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項（同法第283条第1項及び第292条において準用する場合を含む。）の規定により派遣された職員又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。）第3条第2項若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和62年法律第78号）第3条に規定する派遣職員

[(5)・(6) 同左]

(7) 公立大学法人大阪の役員及び職員で、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第3条第1項第2号の規定に基づく公立学校共済組合の組合員であるもの（公立大学法人大阪の成立の際現に公立大学法人大阪市立大学の役員又は職員であった者であって公立大学法人大阪の成立の日から引き続き公立大学法人大阪の役員又は職員であるものに限る。）

(8) 地方独立行政法人大阪市民病院機構、地方独立行政法人大阪市博物館機構及び地方独立行政法人天王寺動物園の役員及び職員で、地方公務員等共済組合法第3

<p>和37年法律第152号)第3条第1項第5号の規定に基づく大阪市職員共済組合の組合員であるもの</p> <p>(8) [略]</p>	<p>条第1項第5号の規定に基づく大阪市職員共済組合の組合員であるもの</p> <p>(9) [同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月25日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

職員互助会の会員の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。